

一宮町内会所有財産 に関する特別規程

平成13年 4月 15日制定

(目的)

第1条 本特別規定は、一宮町内会の財産に関する管理運営を目的とする。

(権利に関する事項)

第2条 本町内会の所有する財産(町内会財産目録に基づく)は、町内会会員に限定し、会員の共有とする。

(委員会の設置)

第3条 本町内会の財産管理運営上総会において必要と求めた場合は、財産管理委員会(以下「委員会」という)を設置することができる。

(委員会の目的)

第4条 委員会は本町内会の財産管理運営上重要な事項を審議するほか、本町内会の財産に関する使用目的の変更・寄付・売買等重要な事項について審議し、総会に議案の提出を行うものとする。

(財産に関する告知事項)

第5条 本町内会の財産に関し総会を開催する場合は、その審議事項を総会開催日の7日前までに、会員に通知しなければならない。

(委員の選出)

第6条 委員会の委員選出は本町内会の理事会において会員中より選出し、委員長及び委員若干名とする。

(会計規定)

第7条 本町内会の財産管理運営費は、町内会一般会計及び特別会計により行うものとする。

(準用規定)

第8条 委員の任期については、町内会規約第12条を準用し、委員の業務引き継ぎについては同第12条3項を準用する。

(雑則)

第9条 本規程を改正する場合は、総会において行うものとする。

付 則

この規程は、平成13年 4月 15日より実施する。